

付属文書

## 専利の権利付与・権利確定に関わる行政事件の審理における若干の問題に関する最高人民法院の規定（一）（意見募集稿）

専利の権利付与・権利確定に関わる行政事件を正しく審理するため、「中華人民共和国専利法」「中華人民共和国行政訴訟法」等の法規定に基づき、裁判の実務を踏まえ、この規定を制定する。

第1条 この規定でいう専利の権利付与に関わる行政事件とは、専利出願者が国務院専利行政部門の行った専利審判請求審査決定を不服として、人民法院に訴訟を提起した事件をいう。

この規定でいう専利の権利確定に関わる行政事件とは、専利権者又は無効宣告請求人が国務院専利行政部門の行った専利無効宣告請求（専利無効審判）審査決定を不服として、人民法院に訴訟を提起した事件をいう。

第2条 人民法院が専利の権利付与・権利確定に関わる行政行為について審査を行う範囲は、通常は原告の訴訟請求及び理由に基づき確定しなければならない。国務院専利行政部門による関連の認定について、原告は訴訟において主張していないが明らかに不適切である場合、人民法院は各当事者による意見を述べる後、関連する事由について審査しかつ裁定を行うことができる。

第3条 人民法院が専利の権利付与・権利確定に関わる行政事件を審理するにあたっては、一般に、所属技術分野の技術者の理解している、かつ発明の目的に合致する通常概念により請求項の用語を定義すべきである。請求項に自ら定義した用語を用い、かつ明細書及び付属図面に明確な定義又は説明がある場合は、その定義に従う。

前項の規定における通常概念には、所属技術分野の技術者が通常用いる技術用語辞典、技術便覧、参考書、教科書、国又は業界の技術基準等の定義を結びつけることができる。

請求項の用語の説明にあたっては、専利審査書類を参照することができる。

第4条 専利請求の範囲、明細書及び付属図面中の文法、文字、数字、句読点、図形、符号等における明らかな誤りについて、所属技術分野の技術者が専利請求の範囲、明細書及び付属図面を閲読することにより一意の理解が得られる場合、人民法院は当該の一意の理解に基づき認定しなければならない。

第5条 専利出願人、専利権者が信義誠実の原則に違反し、明細書及び付属図面中の具体的な実施形態、データ、図表等に関連する技術内容をでっち上げ、ねつ造し、当事者がそれを根拠に、明細書は専利法第26条第3項の規定に合致していないため当該技術内容に関する請求項は権利を付与されるべきでない又は無効宣告されるべきであると主張する場合、人民法院は支持すべきである。

専利出願人、専利権者がでっち上げ、ねつ造した技術内容に基づき、関連の請求項は専利法の規定に合致すると主張する場合、人民法院は支持しない。

第6条 明細書、付属図面において特定の技術内容が十分に公開されていないために、所属技術分野の技術者が請求項で定義された技術的解決手段を実施できない、又は限定的な試験を経てもなお請求項で定義された技術的解決手段により明細書に記載された解決の必要な技術問題が解決されることが確認できない場合、人民法院は明細書及びその請求項は専利法第26条第3項の規定に合致しないと認定しなければならない。

当事者が、明細書において十分に公開されていない特定の技術内容のみに基づき、請求項は専利法第26条第4項の「専利請求の範囲は明細書を根拠としなければならない」との規定に合致すると主張する場合、人民法院は支持しない。

第7条 所属技術分野の技術者が明細書及び付属図面を閲読した後、請求項に次に掲げる事由のいずれか一つがあると認めた場合、人民法院は、当該請求項は、専利法第26条第4項の「専利請求の範囲は、専利保護請求の範囲について明確かつ簡潔に限定する。」との規定に合致しないと認定しなければならない。

(一) 請求項が限定する発明の主題類型が不明確である、又は同時に複数の主題類型を定義している。

(二) 請求項における技術的特徴の定義を合理的に確定できない。

(三) 技術的特徴の間に明らかな矛盾があり、かつ合理的に解釈できない。

第8条 所属技術分野の技術者が明細書及び付属図面を閲読した後、請求項が限定する技術的解決手段を直接得る又は合理的に総括して得ることができない場合、人民法院は、当該権利要求が専利法第26条第4項の「専利請求の範囲は明細書を根拠としなければならない」との規定に合致しないと認定しなければならない。

請求項が限定する保護範囲内において、所属技術分野の技術者が明らかに排除できる具体的な実施形態を除き、所属技術分野の技術者が、保護範囲内のその他すべての具体的な実施形態がいずれも、明細書に記載された当該請求項の定義する技術的解決手段で解決する必要がある技術問題を解決できることを合理的に予見できない場合、人民法院は、前項にいう「合理的に総括して得ることができない」にあたりと認定しなければならない。

第9条 明細書、付属図面に記載された技術内容が互いに矛盾していることにより、所属技術分野の技術者が、請求項に定義された技術的解決手段により明細書に記載されたその解決の必要な技術問題を解決できるか否かを確認できず、当事者がその互いに矛盾する技術内容に基づき、関連の請求項は専利法第26条第4項の「専利請求の範囲は明細書を根拠としなければならない」との規定に合致すると主張する場合、人民法院は支持しない。

第10条 請求項において機能又は効果により定義された技術的特徴について、明細書、付属図面に当該機能又は効果を実現するいかなる具体的な実施形態も記載されておらず、当事者がそのことに基づき当該請求項は専利法第26条第4項の「専利請求の範囲は

明細書を根拠としなければならない」との規定に合致しないと主張する場合、人民法院は支持しなければならない。

明細書に、機能又は効果によって限定された技術的特徴に対応する具体的な実施形態が記載されているが、十分に公開されていないことにより、所属技術分野の技術者が当該具体的な実施形態を実現できない場合は、明細書及び当該技術的特徴を備えた請求項は専利法第 26 条第 3 項の規定に合致しないと認定しなければならない。

機能又は効果により定義された技術的特徴とは、構造、構成要素、手順、条件又はそのそれぞれの関係等について、それが発明創造において果たす機能又は効果によって定義される技術的特徴をいうが、所属技術分野の技術者が請求項を閲読するだけで、直接かつ明確に上述の機能又は効果の具体的な実施形態を確定できるものは除く。

機能又は効果による技術的特徴を除き、請求項において、当該機能又は効果を実現するに足る構造、相互関係等の具体的な実施形態をさらに定義している場合は、前項規定における機能又は効果により定義される技術的特徴にはあたらない。

第 11 条 薬品の専利出願人、専利権者が出願日以降に、明細書中の特定の技術的效果に関する技術内容を十分に公開していることをさらに証明するために用いる実験データを提出し、かつ所属技術分野の技術者が出願日に明細書、付属図面及び公然知られる技術に基づき当該技術の効果を確認することができる場合、人民法院は審査を行わなければならない。

薬品の専利出願人、専利権者が出願日以降に、専利の出願又は専利に引用文献と異なる技術的效果があることを証明するために用いる実験データを提出し、かつ所属技術分野の技術者が出願日に明細書、付属図面及び公然知られる技術に基づき当該技術の効果を確認することができる場合、人民法院は審査を行わなければならない。

第 12 条 当事者が実験データを提出した場合、人民法院は当該当事者に対し、実験データの出所及び形成過程を証明するための証拠の提示を要求することができる。これには、実験原料及びその出所、実験の手順、条件、環境又はパラメータ、並びに実験を行った担当者、機関等真実性、関連性及び証明力に影響するに足る要素が含まれる。

実験データの真実性について当事者に異議がある場合、人民法院は法に基づき、相応の資格を備えた組織又は当事者すべてが同意する第三者に、実験データの検査又は検証を委託することができる。

第 13 条 明細書に記載された背景技術は専利法第 22 条第 5 項にいう先行技術とは見なさない。ただし、それが出願日以前に国内外において公知であったことを証明する証拠がある場合は除く。

明細書及び引用文献において公開された内容には、そこに明確に記載された内容及び所属技術分野の技術者が直接、疑問の余地なく確定できる内容が含まれる。

第 14 条 請求項に限定された技術的解決手段の技術分野を確定するにあたり、人民法院は、請求項の主題の名称及び内容、明細書の「技術分野」に記載された内容並びに当該

技術的解決手段が実現する機能及び用途を総合的に考慮し、かつ専利の国際特許分類番号を参照しなければならない。

第 15 条 請求項に限定された技術的解決手段において特別な技術的特徴により達成可能な技術的効果が、明細書、付属図面に明確に記載されていない場合、人民法院は、公然知られる技術、特別な技術的特徴と請求項におけるその他の技術的特徴との関係、請求項に定義された技術的解決手段における特別な技術的特徴の役割等を踏まえ、当該請求項が実際に解決する技術問題を認定することができる。

訴えを受けた決定が、請求項の「実際に解決する技術問題」を認定していない又は誤って認定している場合、人民法院は法に基づき認定した後、請求項の進歩性について認定を行うことができる。

第 16 条 人民法院は、意匠に関する一般消費者の知識水準及び認識能力を認定するにあたっては、通常、出願日における意匠製品のデザインの余地を考慮しなければならない。

前項にいうデザインの余地の認定について、人民法院は次に掲げる要素を総合的に考慮することができる。

- (一) 製品の機能、用途
- (二) 先行デザインの全体的状況
- (三) 慣用デザイン
- (四) 法律、行政法規の強行規定
- (五) 国家、業界の技術標準
- (六) 考慮すべきその他の要素

第 17 条 特定の技術機能を実現するために備えていなければならない又は限られた選択肢しかないデザインの特徴は、意匠の全体的視覚効果に顕著な影響を与えるものではない。

第 18 条 意匠の図面、写真が矛盾している又は鮮明しないことにより、一般消費者が図面、写真及び簡単な説明に基づき保護の必要な意匠を確定できない場合、人民法院はこれが専利法第 27 条第 2 項の規定に合致していないと認定しなければならない。

第 19 条 意匠と、種類が同一又は類似の製品の 1 件の先行デザインとの比較において、全体的な視覚効果が同一又は実質的に同一である場合、人民法院はこれが専利法第 23 条第 1 項に定められた「先行デザインにあたる」を構成すると認定しなければならない。

前項に定められた状況を除き、意匠と種類が同一又は類似の製品の 1 件の先行デザインとの比較において、その差異が全体的な視覚効果に顕著な影響を与えない場合、人民法院はこれに専利法第 23 条第 2 項に定められた「顕著な差異」がないものと認定しなければならない。

第 20 条 意匠と、同一種類の製品で同日に出願された別の意匠との比較において、全体的な視覚効果が同一又は実質的に同一である場合、人民法院はこれを専利法第 9 条の

「同様の発明創造に対しては1件の専利権のみを付与する」との規定に合致しないものと認定しなければならない。

第21条 意匠と、その出願日以前に出願され、出願日後に公告され、かつ種類が同一又は類似の製品の1件の意匠との比較において、全体的な視覚効果が同一又は実質的に同一である場合、人民法院はこれが専利法第23条第1項に定められた「同様の意匠」を構成すると認定しなければならない。

第22条 先行デザインから与えられた全体的なデザインの啓発により、一般消費者が先行デザインにおけるデザインの特徴を転用、組み合わせ又は置換することを容易に思いつき、意匠の全体的な視覚効果が同一又は実質的に同一の意匠を取得し、かつ独特の視覚効果を有さない場合、人民法院は、当該意匠と先行デザインの特徴の組み合わせとの比較において顕著な差異がないと認定しなければならない。

次の各号のいずれかに該当する場合、人民法院は前項にいうデザインの啓発があると認定することができる。

(一) 単一の自然物の特徴を意匠製品に転用している。

(二) 先行デザインが他の特定種類製品のデザインの特徴を専利製品に転用したことを公表している。

(三) 同一種類製品のさまざまな部分のデザインの特徴を組み合わせ又は置換している。

(四) 先行デザインがさまざまな特定種類製品の意匠の特徴を組み合わせたものであることを公表している。

(五) 先行デザイン中の図案をそのまま意匠製品に用いている。

(六) 単に基本的な幾何学的形状を用いている又は軽微な変化のみを施して得た意匠である。

(七) 一般消費者が熟知する建築物、作品、標識の全部又は一部のデザインを使用している。

第23条 人民法院は、この規定の第22条にいう独特の視覚効果を認定するにあたり、次に掲げる要素を総合的に考慮することができる。

(一) 先行デザインの全体的な状況

(二) デザインの余地

(三) 製品種類の関連度

(四) 先行デザインの特徴の数及び組み合わせの難しさ

(五) 転用、組み合わせ、置換が製品機能に及ぼす影響

(六) 考慮が必要なその他の要素

第24条 専利法第23条第3項にいう合法的権利には、作品、商標、地理的表示、肖像及び一定の影響のある商品名称、パッケージ、装飾、企業名称等について享有する合法的権利又は権益が含まれる。

無効宣告請求人の提出した証拠により専利法第 23 条第 3 項に定められた権利の衝突する状況が存在することが証明可能であるとき、専利権者が、無効宣告請求人が正当な先使用者又は利害関係者でないことを理由に、無効宣告請求人に無効宣告請求を行う権利がないことを主張する場合、人民法院は支持しない。

第 25 条 国務院専利行政部門による専利審判及び無効宣告請求審査手続きにおいて次に掲げる事由があり、当事者が、行政訴訟法第 70 条第 (三) 号に定められた法定手続きの違反にあたりと主張する場合、人民法院は支持しなければならない。

(一) 当事者により提出した理由及び証拠を抜かし、かつ当事者の権利に実質的な影響を生じている。

(二) 審査手続きに参加すべき当事者に法に基づく通知が出されず、当該当事者の権利に実質的な影響を生じている。

(三) 当事者に合議組織構成員を告知しておらず、かつ合議組織構成員に法に定められた回避事由がありながら回避していない。

第 26 条 国務院専利行政部門が、無効宣告請求人の提出した理由及び証拠を超えて審査を行い、かつ職権により審査できる状況にあたらぬとき、当事者が行政訴訟法第 70 条第 (四) 号に定められた職権超越にあたりと主張する場合、人民法院は支持しなければならない。

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する場合、人民法院は行政訴訟法第 70 条の規定に基づき、訴えを受けた決定のうち誤った部分の取り消しを決定することができる。

(一) 訴えを受けた決定において、専利請求の範囲の一部の請求項についての認定に誤りがあり、それ以外は正しい。

(二) 訴えを受けた決定において、専利法第 31 条第 2 項に定められた 1 件の意匠出願における意匠の一部についての認定に誤りがあり、それ以外は正しい。

(三) その他、一部の取り消しの決定が可能で、取り消される部分について行政機関が改めて行政決定を行うよう判決を下す必要がない。

第 28 条 国務院専利行政部門が当事者の主張する無効のすべての理由及び証拠を審査した後、請求項の無効を宣告し、人民法院が訴えを受けた決定における当該請求項の無効認定の理由はいずれも成立し得ないと認めた場合は、当該決定の取り消し又は一部取り消しを決定しなければならない。国務院専利行政部門が当該請求項について再び審査決定を行うよう判決を下すことはない。

第 29 条 人民法院による発効した裁判において関連する事実及び法の適用についてすでに明確な認定がなされているとき、当事者が、国務院専利行政部門が当該の発効した裁判の認定に基づき改めて行った審査決定を不服として訴訟を提起した場合、人民法院は法に基づき不受理を決定する。受理済みの場合は、法に基づき訴えを却下する。ただし、当該審査決定における事実の認定、法の適用が当該の発効した裁判における認定を超えており、当事者の権利に新たな負の影響をもたらす場合は除く。

第 30 条 訴えを受けた決定における事実の認定又は法の適用には誤りがあるが、専利権の無効又は一部無効を宣告する結論は正しい場合、人民法院は関連する事実認定及び法の適用を正した上で訴えを受けた当該決定が違法であることを確認するが、当該決定は取り消さない。

第 31 条 当事者が、関連する技術内容は公然知られる技術である、又は関連するデザインの特徴は意匠製品においてありふれたデザインにあたりと主張する場合、人民法院は、当該当事者に対し十分な説明又は証明する証拠の提出を要求しなければならない。

第 32 条 専利の権利付与・権利確定手続きにおいて、当事者が主張していない公然知られる技術又は慣用デザインを国務院専利行政部門が自発的に取り上げ、当事者の意見を聴取することなく、かつ当事者の権利に実質的な影響を及ぼしたことを、当事者が法定手続きの違反にあたりと主張する場合、人民法院は支持しなければならない。

第 33 条 専利権者が専利の権利確定行政事件において、訴えを受けた決定において無効を宣告された請求項は有効を維持すべきであることを証明するために用いる新たな証拠を提出した場合、人民法院は一般的に審査すべきである。

第 34 条 無効宣告請求人が専利の権利確定行政事件の審理手続きにおいて、専利権は無効を宣告されるべきであることを証明するために用いる新たな証拠を提出した場合、人民法院は通常これを採用しないが、次に掲げる証拠は除く。

(一) 無効宣告請求手続きにおいて当事者が主張する公然知られる技術又は慣用デザインを証明するために用いるもので、かつ国務院専利行政部門が行政手続きにおいて法に基づきその提出を求めているがまだ提出できない状況にあたりないもの。

(二) 所属技術分野の技術者又は一般消費者の知識水準及び認識能力を証明するために用いるもの。

(三) 意匠製品のデザインの余地を証明するために用いるもの。

(四) 国務院専利行政部門によりすでに採用されている証拠の真実性又は証明力を補強するために用いるもの。

(五) 前項にいう専利権者が提出した新たな証拠に反論するために用いるもの。

人民法院は、前項規定にかかる証拠の提供又は補充を当事者に求めることができる。

第 35 条 この規定の施行後は、人民法院で審理中の第一審、第二審事件にこの規定を適用する。

この規定の施行前に審理が終了し、この規定の施行後に当事者が再審理を請求した又は法に基づき再審理を行う事件については、この規定を適用しない。

第 36 条 この規定は 年 月 日から施行する。

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。